

別紙 1

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営業務仕様書

第 1 適用

本業務仕様書は、「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森」の指定管理者が行う管理運営業務について適用する。

第 2 管理業務の対象となる施設内容

別添「施設概要書」のとおり。

各施設の位置は、添付資料1(2)「施設平面図」のとおり。

第 3 管理運営に必要な免許等

募集要領 9 の申請の資格等の(1)のケの(イ)に該当する資格等は次のとおりとする。

1 団体としての免許等

(1) 必要な免許等

オートキャンプ場運営のための旅館営業許可及び連絡体制の確保（携帯電話使用不能区域等がある）のための無線局免許

(2) 有することが望ましい免許等

施設利用者へのサービス提供等のための、小売業の登録通知書、主要食糧（米）の需給及び価格の安定に関する法律許可、酒類販売業免許、乳類販売業（店頭販売）営業許可、たばこ小売販売業許可等

2 職員が有する資格等

(1) 必要な免許等（下記に準ずる免許等でも可）

ア 施設のサービスの質の維持・向上のための一般社団法人日本オート・キャンプ協会の公認オートキャンプ場管理者養成講習会受講修了証

イ 森林・林業体験研修等の企画・実行や利用者に対する森林・林業に関する普及・啓発を適切で安全に行うための森林インストラクター、樹木医、技術士（森林部門）等のいずれかの資格

ウ 野外教育（森林環境教育等）の企画・実行を適切で安全に行うための教員免許（農業、生物、理科）、社会教育主事、指導主事、スポーツ振興主事のいずれかの資格

エ 伐木等の業務特別教育及び刈払機取扱作業安全衛生教育の修了証

(2) 有することが望ましい免許等

ア 施設の安全衛生管理等のための衛生管理士免許、建築物環境衛生管理技術者免許、危険物取扱者免許等

イ 利用者の救命措置等のための心肺蘇生法修了証、普通救命講習修了証等

第 4 施設の維持及び保全に関する業務

募集要領 3 の(2)の施設の維持及び保全に関する業務は、次のとおりとする。

1 施設の維持管理

(1) 県民ふれあいの森（オートキャンプ場を除く）

区 分	業 務 の 内 容	法令義務	回 数 等
倉庫（旧森林学修展示館）	消防設備点検	消防法	年 2 回
倉庫（旧森林学修展示館）	清掃	—	随時
森林体育館	消防設備点検	消防法	年 2 回
森林体育館	清掃	—	随時
木製遊具	保守点検	—	年 1 回
浄化槽	保守点検	浄化槽法	法定検査年 1 回、点検月 1 回、清掃年 1 回
受水槽	保守点検	—	点検月 1 回、清掃年 1 回
トイレ	保守点検	—	点検月 1 回、清掃随時
園内	巡回、清掃	—	1 日 1 回以上
建物、設備及び貸与物品	修繕業務	—	必要に応じ
環境教育プログラム	保守管理（HP）	—	月 1 回

(2) オートキャンプ場

区 分	業 務 内 容	法令義務	回 数 等
消防設備	保守点検	消防法	年 2 回
電気設備	保安点検	電気事業法	年 1 回、月 1 回
受水槽、貯水槽	保守点検	—	点検月 1 回、清掃年 1 回
合併浄化槽	保守点検	浄化槽法	法定検査年 1 回、点検月 1 回、清掃年 1 回
飲用水	水質検査	水道法	年 1 回、月 1 回
宿泊施設	清掃	—	随時
給水施設	保守点検	—	随時
井戸	保守点検	—	随時
M T B	保守点検	—	随時
パソコン	保守点検	—	随時
Wi-Fi	保守管理	—	月 1 回

2 植栽等維持管理

(1) 県民ふれあいの森（オートキャンプ場を除く）

区 分	業 務 内 容	事業量	回数等
集合訓練広場	芝生管理（芝刈り、除草）	16,500m ²	3回以上
森林体育館周辺	植栽木維持（剪定）	1,700m ²	1回以上
苗畑	草刈り	900m ²	1回以上
歩道沿線	草刈り	7,600m	3回以上
園路（管理車道）	草刈り	8,870m	3回以上
クロスントリーコース	補修	2,000m	3回以上
管理車道・歩道	清掃、整備	17,110m	2回／月
見晴らし広場	芝生管理（施肥、除草）	1,250m ²	1回以上
	除草剤散布		1回以上
	芝生管理（芝刈り）		2回以上
見晴らし台	芝生管理（施肥・除草）	990m ²	1回以上
	除草剤散布		1回以上
	芝生管理（芝刈り）		2回以上
防火灌水施設	草刈り、除草剤散布	270m ²	1回以上

(2) オートキャンプ場

区 分	業 務 内 容	事業量	回数等
オートキャンプ場	植栽木剪定	462m ²	2回以上
オートキャンプ場	植栽木施肥		1回以上
オートキャンプ場	芝刈り	19,300m ²	4回以上
オートキャンプ場	芝生除草		1回以上
オートキャンプ場	除草剤散布		1回以上
オートキャンプ場	芝張替え		随時
キャンプ場周辺	草刈り	25,000m ²	2回以上

3 森林の維持管理

区 分	業 務 内 容	事業量	回数等
電線敷	枝打ち	800m	1回以上
重要マツの保全	樹幹注入	44本	1回
さくら園	下刈り	2 h a	2回以上
ふれあい広場	下刈り	1.38 h a	1回以上
施設内の森林	巡視	310 h a	2回/月

第5 施設の維持及び保全に関する業務の内容

指定管理者が行う施設管理業務の内容は次のとおりとする。

1 清掃管理業務

建物、木製遊具、管理車道、芝生及びトイレ等の清掃については、次により実施すること。なお、美観又は衛生において良好な状態に保つことができない恐れがある場合は、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じなければならない。

- (1) オートキャンプ場、集合訓練広場（駐車場を含む。）、森林内、管理車道等のゴミ拾いなど、施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。
- (2) あずまや及び休憩所等の屋外建築物は、掃き拭きを行い、必要に応じ薬品を使用して洗浄すること。
- (3) 屋外のトイレについては、便器、洗面台等の拭き掃き、トイレットペーパー及び液体洗剤の補充など、施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。
- (4) オートキャンプ場の施設については、関係法令を遵守し適正に管理すること。
- (5) ゴミの収集、運搬及びくずかごの清掃、各施設収集されたゴミの運搬など、施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。

2 保守点検業務等

施設を正常に維持し安全で適正な利用に供するよう、日常点検業務及び専門的な保守点検を行う業務をはじめ、必要に応じ緊急点検を実施すること。

また、施設・設備及び機械等の専門的な保守点検や水質検査については、安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、施設として安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を実施すること。

なお、安全又は管理運営に支障がある場合、指定管理者は安全を確保するため又は適切な管理運営を行うために必要な処置を講じなければならない。

3 巡回業務

- (1) 施設内を巡回し、不審者、不審物、不審車両等を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに不法行為の防止、除去等適切な措置をとり施設利用者の安全を確保しなければならない。

なお、携帯電話が使用できない区域を巡視する際は、業務用無線を携行し連絡手段を確保するものとする。

- (2) 異常の発見に際しては、速やかに対応できるよう体制を整えること。
- (3) 巡回実施回数等は、1日1回以上、施設内を巡視すること。

ただし、入場者が多い場合は適宜回数を増やすこと。

(4) 緊急事態発生の場合の処理

火災、その他緊急事態が発生した場合は、次によるものとする。

- ア 巡視員は現場において、火災の初期消火、負傷者の救護、その他必要な第一処理を行うこと。
- イ 緊急事態が発生又は予知される場合は、必要な第一処理を行うとともに、速やかに県に連絡すること。なお、緊急事態の発生にあつては、速やかに警察、消防関係機関に連絡し出動を要請するとともに、事態の処理にあたること。

4 植栽等維持管理業務

芝生及び植栽木の維持管理にあたっては、次により実施すること。なお、美観又は衛生において良好な状態に保つことができない恐れがある場合には、指定管理者は良好な状態に保つため必要な処置を講じなければならない。

(1) 芝生管理

ア 芝刈り

(ア) 目的

- a 芝面を平滑にし、美観を高めること。
- b 芝生の分けつを促進し、ターフを密生させること。
- c 利用、修景目的に応じて芝生の刈り込み高さを決定すること。
- d 通風、日射を確保し、健全な生育を促すこと。
- e 雑草の消滅や進入を防ぐなど除草効果を高めること。

(イ) 方法

芝刈りは、機械を使用して実施するが、極小面積あるいは機械使用が不可能な場合は、補助的に人力の手刈りにより実施するものとし、刈高は春期芽出期は枯れ葉の除去を兼ねて生長点近くまで低く刈り込み、生育量に合わせて除々に刈り込み高さを高くするものとする。

なお、芝刈作業は次の手順により実施するものとする。

- a 芝刈地内にある石、空き缶などの障害物はあらかじめ取り除くこと。
- b 施設利用者の安全確保及び芝生地内の樹木、草花、施設などを損傷しないように注意し、刈むら、刈残しのないように均一に刈り込むこと。
- c 樹木の根際、柵類まわりなど、機械刈りの不適當又は不能な場所は手刈りで実施すること。
- e 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃すること。

イ 芝生施肥

(ア) 目的

- a 芝生の生育促進を図ること。
- b 芝生の病害虫に対する抵抗力増進を図ること。
- c 芝生の土壌改良、地力の維持を図ること。

(イ) 方法

- a 人力による手播き、背負い式小型散布機、手押し式肥料散布機を用いて実施すること。
- b 散布にあたっては、所定の施肥量を芝生面にムラのないよう均一に散布し、芝生面以外に散らばらないように注意すること。
- c 降雨直後などで葉面が濡れているときは、肥料が葉面に付着しやすく、肥料やけが発生するため作業を行わないこと。地表面が著しく乾燥している場合も同様に行わないこと。
- d 散布後、肥料の流出や雑草による吸収を防ぐため、芝刈り、除草後に行うこと。

ウ 芝生除草

(ア) 目的

- a 雑草による芝生の日照傷害及び生長の抑制作用を除去すること。
- b 通風を良くし、虫などの発生を予防すること。
- c 芝生の美観維持。

(イ) 方法

- a 雑草の発生時期を観察し、雑草の増殖を防ぐため、結実前、生育初期に早めに行うこと。
- b へらや鎌を使用して人力により雑草の抜き取りを行うものとし、根を残さないようにていねいに実施すること。

エ 目土掛け

(ア) 目的

- a 露出した芝生の地下茎を保護し、不定芽、不定根の萌芽発生を促進させること。
- b 芝生の地表面を平坦にすること。
- c 肥料や土壌改良剤の混入により、芝生地表の生育状態を改善すること。
- d 堆積した芝くずなどの分解を促進させること。

(イ) 方法

- a 目土は、植物の根茎、ガレキなどの混入がなく、必要に応じてふるい分けしたものを使用すること。
- b 砂や土壌改良材及び肥料を混入する場合は、所定の混入率となるように混合すること。
- c 目土は、所定の厚さに、とんぼやスチールマットなどを用いて、むらなく均一にすり込むものとし、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら、実施すること。

(2) 植栽木剪定

樹木の発芽や発根を促進し、また、日照や風通しをよくすることで病害虫の発生を抑え、樹木の健全な生育を図ることを目的として実施するものである。

(3) 植栽木施肥

ア 目的

樹木を健全に生育させるための土壌条件改良、樹木の早期育成、開花、結実の促進、林地内の野草の育成等、立派な花や緑濃い樹木等を利用者に提供することを目的として実施するものである。

イ 施肥の方法

(ア) 肥料は、土壌成分に吸着保持され水分に溶けて存在し、樹木等の根によって吸収利用されるので、施肥の時期は、土壌成分が比較的豊富な時期に実施（4～6月、9～10月）するものである。ただし、元肥などは肥料の腐植を徐々に進行させながら吸収させるものは、樹木等の休眠期に実施（12～2月）すること。

(イ) 元肥は、樹木等の周囲を適当な深さに掘り、肥料が効果的に働くように実施すること。

(ウ) 高木施肥は、輪肥、壺肥、低木施肥は、輪肥、壺肥を標準とし、樹種、土壌条件から選定すること。

(エ) 輪肥は、樹木の幹を中心に枝張りの外周線下に掘り、所定の施肥を平均に敷き覆土するものとする。

(オ) 車肥は、樹木の幹を車の車輪に見立て、中心から遠ざかるにつれて幅広く、かつ深く放射状の穴を掘り（4箇所）所定の施肥を平均に敷き込み覆土すること。

(カ) 壺肥は、樹木の幹を中心として、枝張り外周線下に縦穴を掘り、（6箇所程度）所定の施肥を平均に敷き込み覆土すること。

(4) クロスカントリーコース補修

ア 目的

利用者の安全を確保することを目的とする。

イ 整備の方法

(ア) 利用の支障となる雑草、木竹類はすべて刈り払うこと。

(イ) 路面の流亡、または決壊した箇所については直ちに補修し、利用者の安全確保に努めること。

(5) 管理車道・管理歩道整備

ア 目的

施設の適正な管理と入り込み者の安全を確保することを目的とする。

イ 整備の方法

(ア) 通行の支障となる雑草、木竹類はすべて刈り払うこと。

(イ) 路面の流亡、または決壊した箇所については補修し、通行の支障の内容にすること。

(ウ) 横断溝の清掃、側溝の清掃又は水切りを行い、災害の防止に努めること。

5 森林の維持管理業務

森林の維持管理にあたっては、次により実施すること。なお、美観又は衛生において良好な状態に保つことができない恐れがある場合には、指定管理者は良好な状態に保つため必要な処置を講じなければならない。

(1) 下刈り（草刈り）

ア 目的

下刈りは次の各号を目的として実施するものとする。

(ア) 修景、景観保全

林床の美観を維持し、快適な環境を提供する目的で行うものであり、林床の草花の保護や育成及び草丈の維持を考慮すること。

(イ) 生態的な維持管理

森林は、放置すると時間の経過に伴い極相に向かって遷移していくことから、この遷移による植生の変化を阻止すること。

(ウ) 林内利用

林内散策、動的な活動を可能にするために林床景観を形成、維持すること。

(エ) 防災

利用者の投棄するタバコなどによる火災の発生を防止すること。

イ 下刈り方法

(ア) 笹、雑草、灌木、ツル類等、景観上や保護育成する樹木（以下「樹木等」という。）の生育に支障となる地被物を地際から刈り払うこと。

(イ) 下刈り作業中は、樹木等を損傷しないように注意し、特に樹木等の周囲刈払いには樹木等の根元に下刈り鎌、下刈り機の刃部が向かないよう樹木等の外側方向に刈り払うこと。

(ウ) 笹、雑草等の繁茂が著しいところでは、樹木等の周囲を刈り払い樹木等の位置を確認した後、その他の部分の刈払いを実施すること。

(エ) 刈り払いした笹、雑草等については、必要に応じ適宜処理すること。

(オ) 樹木等の枯れ枝、暴れ木等は適宜取り払うこと。

(2) 枝打ち

ア 目的等

枝打ち実施箇所が当施設内の電線敷きであることから、電線の保全を目的として実施することとする。

イ 方法

(ア) 実施にあたっては、電線の保全上支障となる立木のみとし、幹を傷つけたり、樹皮をはがしたり、切口に裂傷を生じないように注意すること。

(イ) はしご等を利用する高所作業は、安全帯を使用して危険防止につとめること。

(3) 樹幹注入

ア 目的

マツクイムシによる被害を予防するため、樹幹に薬剤を注入し、マツの健全な育成を図ることを目的とする。

イ 方法

(ア) 薬剤は、農薬登録を受けているものを使用すること。

(イ) 薬剤の使用及び保管にあたっては、農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項を遵守し、安全かつ適正に使用すること。

- (ウ) 注入作業は、可能な限り晴天の日の午前中に実施すること。
- (エ) 樹幹部にドリルにより、斜めに注入孔をあけ、基準量を注入すること。
- (オ) 偏った部分から大量に注入せず、可能な限り周囲から均一になるように注入すること。
- (カ) 注入孔に容器をノズルの根元まで確実に押し込み、薬液が逆流しないようにすること。
- (キ) 注入中は、立て札及び縄張り等により、施設利用者が触れないよう安全対策を講じること。
- (ク) 薬剤注入後は、雨水等が入らないように処理すること。
- (ケ) 薬剤使用後の空サンプルの回収及び処分を確実に行うこと。

6 修繕業務

施設・設備・備品等の破損・損壊や老朽化等したものを修繕する場合の修繕方法の検討、見積書の徴収、修繕の実施及び修繕データを保存する業務とする。

(1) 点検

指定管理者は、施設・設備・備品等の破損・損壊の有無について、定期的に点検することとする。

(2) 修繕

- ア (1)の点検の結果、安全又は管理運営上早急に補修する必要がある場合は、募集要領7「費用負担及び責任分担」に基づき、実施することとする。
- イ (1)の点検の結果、安全又は管理運営上、次年度以降計画的な修繕で対応可能なものについては、修繕の内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、県に報告すること。

(3) 点検及び修繕の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、修繕記録を残すこと。

7 保険加入業務

施設・設備の不備及び管理上の瑕疵並びに指導上の過失により、人身事故や物損事故等の損害を与えた場合に管理者が負担する賠償金を担保するために、施設賠償責任保険等に加入するものとする。

なお、保険は毎年4月1日より効力が発生するよう加入すること。

8 土地貸付等の許認可事務等

指定管理者が行う許可以外の土地貸付許可等に関する事務については、県の指導の下、申請者への手続き指導や許可証の回収等の事務の補助を行うこと。

9 異常気象等の緊急時の対応業務

台風、豪雨、降雪、地震、噴火等の異常気象等が起こった場合、職員の待機、施設内の巡視を行い、利用者の安全確保に努めること。

巡視により異常を発見した場合は、適切に対応し速やかに県に報告すること。

10 事故等の対応業務

施設内において事故等が発生した場合は、警察や消防に連絡するなど適切に対応し、県に対して報告すること。

11 その他

この仕様書に定めない場合で、管理にあたって対応が必要となった場合に実施する業務

第6 備品の維持管理経費等

備品を使用する上で必要となる消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者が費用負担するものとする。

第7 業務に関する報告等

1 定期報告

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森募集要領4の(11)のイにより翌月10日までに提出するものは、次のとおりとする。

- (1) 県民ふれあいの森入場者月報(別記様式1)
- (2) 県民ふれあいの森入場者月別集計表(別記様式2)
- (3) 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森利用許可書交付状況(別記様式3)
- (4) 各施設別売上・稼働率集計表(オートキャンプ場)(別記様式4)
- (5) ひなもりオートキャンプ場利用料金明細(別記様式5)
- (6) 各施設別・年齢・性別人数集計表(オートキャンプ場)(別記様式6)
- (7) 各施設別・団体数・人数集計表(オートキャンプ場)(別記様式7)
- (8) 月間利用料金明細表(オートキャンプ場)(別記様式8)
- (9) 都道府県別人数集計表(オートキャンプ場)(別記様式9)
- (10) 県内市町村別人数集計表(オートキャンプ場)(別記様式10)
- (11) その他、県が施設の利用者数向上策等の検討に必要な書類

2 災害報告等

指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、その都度速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

- (1) 施設の全部又は一部の使用を中止する必要があるとき。
- (2) 災害その他の事故により、県民ふれあいの森に係る県の財産が滅失又は毀損したとき。
- (3) その他県民ふれあいの森の管理運営上、不測の事態が生じたとき。

3 施設管理に係る応急措置等

指定管理者は、次に掲げる事態が生じたときは、適宜応急措置等を講じなければならない。

- (1) 設備等に異常が発生したときは、速やかに点検を行い、応急措置を講ずるとともに、当該異常が軽微なものであるときは、指定管理者の判断で適切に処理し、その旨を県に報告すること。

- (2) その設備等の異常については、県に連絡の上、その指示により処置すること。
- (3) 機械設備等の故障、災害及び火災が発生したときは、指定管理者は適切な処置を講ずるとともに、遅滞なく県にその顛末を報告し、その指示を受けること。

第8 管理運営にあたっての留意事項

- 1 指定管理者は、施設機能の充実を図るため、県内にある他の県民利用施設との適切な連携に努めること。
- 2 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を策定する場合は、県と協議すること。
- 3 その他、仕様書に記載のない事項については、県と協議すること。

(別添)

施 設 概 要 書

1 ひなもり台県民ふれあいの森(オートキャンプ場を除く。)

ア 区域、施設

名称	構造等	規模	単位	備考
研修の森		20	ha	
記念の森		18	ha	
学習の森		12	ha	
生産の森		8	ha	記念の森内
野鳥の森		2	ha	記念の森内
郷土の森		2	ha	記念の森内
野鳥の池		1	ha	
お手植地		1	カ所	
サクラ園		9,200	m ²	
倉庫(旧森林学修展示館)	R C平屋、木造平屋	433	m ²	
森林体育館	鉄筋コンクリート	508	m ²	
集合訓練広場(駐車場含む)		1.1	ha	
杉の木橋	木造	38.6	m	
クロスカントリーコース		2	km	
テニスコート	2面	1,444	m ²	
第1ゲート		1	基	
駐車場1		1,125	m ²	
苗畑		1,500	m ²	
ほだ場		900	m ²	
受水槽		50	m ²	
トイレ		4	カ所	
木製遊具		2	基	森林体育館付近
管理車道		12,250	m	
管理歩道		4,860	m	
浄化槽		4	基	

イ 工作物

名称	構造等	数量
三つの森石碑	自然石	3
御製碑	自然石	1
礎石	自然石	1
給排水施設	コンクリートブロック滅菌室	1
記念碑	黒みかげ石	1
門柱	鉄筋コンクリート丸太張り	1
浸水槽	コンクリート50m ²	1
あずまや	木造	6

2 オートキャンプ場

ア 区域、施設

名称	構造等	数量	規模	単位	備考
センターハウス	木造2階建	1	347.71	m ²	
サニタリーハウスA棟	木造平屋	1	174.2	m ²	
サニタリーハウスB棟	木造平屋	1	135.26	m ²	
炊事棟A棟	木造平屋	1	27.19	m ²	
炊事棟B棟	木造平屋	1	16.07	m ²	
キャビンA棟	木造2階建	5	45.97	m ²	A-5(46.30m ²)
キャビンB棟	木造2階建	3	35.68	m ²	
キャビンC棟	木造2階建	2	20.93	m ²	
キャビンD棟		4	28.98~41.71	m ²	
格納庫	非木造平屋	1	49.11	m ²	
ポンプ小屋	木造平屋建	1	35.1	m ²	
炊飯棟	木造平屋	1	26.46	m ²	
駐車場1	39台	1	1,655	m ²	
カーゲート		1	-	基	
受水槽		1	75	m ³	
貯水槽		1	125	m ³	
受水槽		1	8	m ³	

イ 工作物

名称	構造等	数量
受変電設備		3
合併浄化槽		1
避雷針		9
木製遊具		6
給水設備(井戸)		1
給水設備(上水道)		1
Wi-Fi設備		1

(様式3)

年 月 日

殿

所在地
法人（団体）の
代表者氏名

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森利用許可書交付状況について

このことについて、 月分の標記状況を下記のとおり報告します。

記

利用施設名	件数	利用者数	備考

(様式4)

各施設別売上・稼働率集計表 (オートキャンプ場)

期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

	使用者数男 (人)	使用者数女 (人)	サイト延べ 稼働数	サイト 稼働率 (%)	売上金額 (円)
A. 個別サイト					
B. 個別サイト					
C. キヤビンサ イト					
D. キャンピングカー サイト					
E. 広場サイト					
広場サイト (団体割引)					
H. ひなたキャビン					
合 計					
2台サイト					
3台サイト					
H1サイト					
H2サイト					
H3サイト					
H4サイト					

注：2台サイトと3台サイトはあくまでも参考数字です。

(様式 5)

ひなもりオートキャンプ場利用料明細

区 分		使用料	件数	金額 (合計)	
個 別 サ イ ト	宿 泊				
	一 時				
グ ル ー プ サ イ ト A	宿 泊				
	一 時				
グ ル ー プ サ イ ト B	宿 泊				
	一 時				
カ ャ ン ピ ン グ カ ー サ イ ト	宿 泊				
	一 時				
広 場 サ イ ト (大 人)	宿 泊				
	一 時				
広 場 サ イ ト (小 学 校 児 童)	宿 泊				
	一 時				
広 場 サ イ ト (団 割 大 人)	宿 泊				
	一 時				
広 場 サ イ ト (団 割 児 童)	宿 泊				
	一 時				
キ ャ ビ ン A	宿 泊				
	一 時				
キ ャ ビ ン B	宿 泊				
	一 時				
キ ャ ビ ン C	宿 泊				
	一 時				
ひ な た キ ャ ビ ン	宿 泊				
	一 時				
ひ な た _{H-1} キ ャ ビ ン	宿 泊				
	一 時				
ひ な た _{H-2} キ ャ ビ ン	宿 泊				
	一 時				
ひ な た _{H-3} キ ャ ビ ン	宿 泊				
	一 時				
ひ な た _{H-4} キ ャ ビ ン	宿 泊				
	一 時				
テ ン ト	宿 泊				
	一 時				
自 転 車					
シ ャ ワ ー					
洗 濯 機					
乾 燥 機					
合 計					

(様式6)

各施設別・年齢・性別人数集計表（オートキャンプ場）

期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

サイト		小人	小学生	中学生	高校生	青 年	壮 年	シルバー	合 計
A 個別サイト	男								
	女								
B 個別サイト	計								
	男								
C キャビンサイト	女								
	計								
D キャンピングカーサイト	男								
	女								
E 広場サイト	計								
	男								
広場サイト 団体割引	女								
	計								
H ひなたキャビン	男								
	女								
ひなたキャビン H-1	計								
	男								
ひなたキャビン H-2	女								
	計								
ひなたキャビン H-3	男								
	女								
ひなたキャビン H-4	計								
	男								
合 計	女								
	計								
2台サイト									
3台サイト									

注：2台サイトと3台サイトはあくまでも参考数字です。

(様式7)

各施設別売上・団体数・人数集計表(オートキャンプ場)

期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

	家 族	少年団体	成人団体	企業団体	その他	合 計
A						
個別サイト						
B						
個別サイト						
C						
キャビンサイト						
D						
キャンピングカーサイト						
E						
広場サイト						
広場サイト						
団体割引						
H						
ひなたキャビン						
合 計						
2台サイト						
3台サイト						

注：2台サイトと3台サイトはあくまでも参考数字です。

